

令和5年度10月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和5年10月23日（月）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 12名（欠席1名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩		4 服部 耕二
5 種 克也	6 服部 信彦	7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 眞二	10 松崎 寿昌	11 宮本 武	
13 高木 敏彦			

出席推進委員 2名（欠席2名）

		13 上田 義憲	14 藤田 兼一
--	--	----------	----------

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

議長	それでは時間来たようですので、第7回の10月の農業委員会総会の方始めていきたいと思います。えっと、まあ稲刈りの方もだんだん遅いものも刈ってきて、農業の方も落ち着いてこられたんじゃないかと思います。???大変だったんじゃないかなあと思います。今月の11日にその他にも書いてありますが、意見書の方、沖田さんから高木委員さんと私で町長の方へ意見書の方提出してまいりました。これもまた、今度の所で事務局の方から連絡があると思います。それから、16日に松江で最適化委員農業委員の研修大会の方、これもまあ行ってきました。参加された皆さん、ご苦労様でした。連絡というか、あの約束で家に入るとる邑南町環境保全型農業推進検討会の方から、食と農の安全という講演会11月26日にありますので、農業委員会の皆さん推進委員の皆さん可能であれば、参加して頂けますように、ついに案内がきてますので、あとで資料の方配りますのでよろしくお願い致します。えっと議事録署委員の指名で、5番の種委員さん。6番服部委員さんお願いします。今日の欠席が、12番大石委員さん。3番の荒木委員さんの方から欠席の届出が出てます。それと、推進委員さん、推進委員の和田推進委員さんが欠席という報告が出とりますのでお知らせを致します。それでは議題の方に入っていきたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は2件報告頂いております。事務局の方、内容の方を読み上げて頂きたいと思います。
事務局	はい。失礼致します。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は2件です。申請番号053-33、農地の所在は中野××、登記地目田、面積520㎡。同じく中野××、登記地目田、面積1457㎡。同じく中野××、登記地目田、面積2236㎡。同じく中野××、登記地目田、面積1504㎡。同じく中野××、登記地目田、面積1743㎡。同じく中野××、登記地目畑、面積836㎡。3条有償の所有権移転です。譲渡人は、○○○○、譲受人は、●●●●です。続きまして、申請番号053-34。農地の所在は、三日市××、登記地目畑、面積274㎡。3条無償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は、■ ■ ■ ■です。以上2件です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、議案の説明の方して頂きたいと思います。申請番号053-33の件につきまして、服部委員さん、現地での調査及び申請の報告をお願い致します。
4番	はい、それでは説明を申し上げます。053-33ですが、譲渡人○○○○さん受け人が●●●●さんですが、○○○○さんがもう維持管理ができなくなったという事で、ここは親戚かと思うんですが、今まで●●さんが耕作をされておまして、それで○○さんが●●さんの方へ、その、受けてくれんかという事で頼みに行かれまして、●●さんがそれを受けられたという事です。チェックシート全てに問題はなく、今までの5年間●●さんが耕作者認めましたので、その大丈夫だと思ひまして。今回審議をお願い致します。以上です。
議長 4番	はい、推進委員さん。上田さんは・・・。今日・・・。 上田さんと一緒に行きましたので、現地。

議長	今日は、欠席で。はい、えっと、053-33 の方今説明して頂きましたが、この件に関しましてご意見ご質問等ございましたら挙手をして、発言をお願い致します。
4 番	場所の方、あの言ってもらっとらんような感じなんですけど・・・。
議長	場所？
4 番	はい、どの辺りか？
	はい、場所ね。場所、えっと、こっち北地図になりますが●●●●さんの宅の隣です。●●●●って分かるかな？
1 1 番	ちょっと、分からんけど。
4 番	えっとね***から行って、まっすぐ???ぐらいになるかな？
議長	はい、分かりました。ご意見ご質問等ございませんでしょうか？ (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入らせてもらいたいと思います。053-33 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-34 の件に関しまして、沖田委員さん、現地での調査及び聞き取りの報告をお願い致します。
2 番	はい、えっと 053-34 の案件についてご説明致します。□□□□さんから■■■■さんへ、無償の所有権移転の案件です。場所をちょっと説明させて頂きます。地図をちょっと開いて頂けますでしょうか？左側の地図ですが、一番下に町道がありますが、県道 6 号がありまして、それから出羽橋を渡って、この地図で右へ行きますと旧出羽商店街になります。左側にちょっと行った所から少し上がった所が今回の申請になりました場所になります。えっと、この現地確認と個人への面談は、21 日に土曜日ですが■■■さん、それから和田推進委員さん、それと私と始め 3 人で話をさせてもらいまして、□□さんはその時間ちょっと来られないという事で、時間をおいて私が□□さんの家へ確認してもらいまして、ご自宅の方で話を聞かせて頂きました。□□さんの自宅は、この今回出てます案件の右へ少し行った所に&&&さんの家があるんですが、これが自宅になります。それで、今回の案件ですが□□さんも&&さんかなり高齢で以前までは管理をされていたそうなんですけど、もうこの地図を見ますと近いんですがなかなか傾斜がキツイ所で、草刈りどうこうもなかなか自分には、もう出来ないという事で今回■■■さんへ頼みましょう。えっと譲りたいんで、管理してもらえんかという事で■■■さんにお話があったそうです。■■■さんは、この左側の地図で××の地番がありますが、ここを水稻作っておられますし、××の雑種権を果樹等を植えておられますので、その字並びですので管理は問題ないと思います。チェックシートで、■■■さんへも聞きましたが問題はないと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。
議長	はい。ありがとうございました。和田推進委員さんは欠席で。えっと、この 053-34 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお

2 番	願ひ致します。はい。 ちょっと聞き逃したのかもしれないんですけど、現状がですね□□さんがかなりの以前に植えられたと思いますけど、柿の木と、それから無花果の木、それから梨の木等々が植えてありました。それは□□さんからお聞きしたところ、■■さんに切ってもらってもいいですし、そのまま育ててもらってもいいという事で譲りたいという主旨の話なんです。以上です。
議長	他にございますでしょうか？ (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入らせて頂きます。053-34 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、今月は 2 件申請されています。事務局の方、読み上げの方をよろしくお願い致します。
事務局	はい。失礼します。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可について。今月は 2 件です。申請番号 054-8。農地の所在は井原××、登記地目畑、面積 98 m²です。申請人は△△△△。転用目的は個人住宅の拡張と駐車場です。所要面積は土地造成 98 m²、住宅兼車庫 34.6 m²、駐車場 30 m²です。転用理由は家を増築し 1 階を作業場と車庫、2 階を住居部分としたい。また、来客用の駐車場がないため整備したいです。この土地は、第 2 種農地です。農用地区域外です。法第 4 条第 6 項ただし書により許可できるものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付をされております。 続きまして、申請番号 054-9、農地の所在は××、登記地目畑、面積 10 m²です。申請人は△△△△です。転用目的は墓地です。所要面積は土地造成 10 m²、墓地 10 m²です。転用理由は、墓地が家から離れた小高い場所にあり、参拝が困難となったため家の近くの申請地に移転したいです。この土地は、第 2 種農地です。農用地区域外です。法第 4 条第 6 項ただし書により許可できるものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付をされております。以上 2 件です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、あの、説明の方に入って頂きたいと思います。あの申請番号 054-8 の件に関しまして宮本委員さん、現地での調査及び聞き取りの報告をお願い致します。
1 1 番	えっと、それでは 054-8 について現状調査、現地確認の報告を致します。昨日 22 日の日曜日ですね、現地確認を藤田推進委員さんと△△△△さん、まあ広島にお住まいなんですけど昨日用事でこちらへ帰られるという事で、昨日お着きになりましたので 3 人で現地を確認しました。場所ですけど、えっと、この大きな左側ですね。これがあの、国道 261 号線でこれがあの旧、旧国道ではおかしいですけども、まあ、あの井原の下町と言って、まあ、メイン、メイン道。家が建て混んでおる所で国道からで言うと、川向こうになります。その裏に、井原公民館と体育館ですね。これが、あの隣接してその道路を体育館の横から道路をへだたした所の場所になります。これはもう、あの実際に顛末書が出とるという事ですが、まあ、

	あの、あっこの移転なんかはすでに行われて、まあ、あの、それは昔お父さんが何十年も前に設置されていうな所できたんで、まあ、あの、えっと特にもうどうこう言う物はないそう、そこであのチェックシートに照らし合わせても、あの大きな水路 30 cm の U 字溝なども埋めてあって、水位なんかも流れもきちんと流れるようにしてありましたんで、特に問題はないかと思われます。まあ、この案件もあのお父さんから名前を借りたときに、こういった異常が出たという事で、今回申請になりました。よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。藤田推進委員さん、何か付け加えることありますか？
推 14 番	別にありません。よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。えっと、これは別々に採決をやっていきましょ うか？ えっと、054-8 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙 手をして発言等をお願い致します。
6 番	ちょっと、いいですか？
議長	はい、服部委員さん。
6 番	あの、この地図の上の &&&& さんって言うんですか？。この方、お父さんで すか？
1 1 番	亡くなっとしてです。
6 番	これが、家なんですか？
1 1 番	ええ、家ですわあ。
6 番	ここのが、この△△さんっていう。
1 1 番	ええ、これが息子さんで広島の方で 60 歳、60 歳ですか？はい。
6 番	今は、誰も住んでらっしゃらない？
1 1 番	ええ。誰も今は・・・週に 1 ペン、あの畑で野菜やら作って、今この間も、今 度玉葱を植えようと思ういうてからね。起こされて、週に 1 回ぐらい、2 週間に 1 ペンくらいは、こちらに帰って色々家の周りの草刈りやらされとります。
6 番	はい、分かりました。
議長	えっと、他にご質問等ございますでしょうか？ (意見、質問なし)
議長	ないようでしたら、採決の方に入りたいと思います。054-8 の件に関しまして 許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、054-9 の件に関しまして、宮本委員さん現地の説明の方お願い致 します。
1 1 番	これも、えっと昨日 3 名で現地確認を致しました。これは、あの自宅までこの 大きな川があって土手があるんですが、その横に用地として墓としております。 まあ、あの昨日一緒に場所を見て特に、特に問題はないと思われますのでよろし くお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。藤田委員さん、説明はありますか？

推 14 番 議長	説明ありません。よろしくお願い致します。 はい、ありがとうございます。054-9 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。 (意見質問なし)
2 番 議長	すみません。 はい。
2 番	これ宮本委員さん、転用時期いうのはかなりもう前で。
1 1 番	前ですね。
2 番	あの家と同時期です？
1 1 番	はあ、まああのお父さんの代で頂いたんで、もう数十年。
2 番	はあ、そう。
1 1 番	ええ。 数十年っても、まあ昭和というかねえ。
2 番	今回、相続ではこれが出て、畑を・・。
1 1 番	はい。お父さんが亡くなって、名前を変えるいう時にこういった事態があつて。はい。
議長	他にございますでしょうか？ないようですので、採決の方に入りたいと思います。054-9 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、議案第 3 号農地法第 2 条に規定する農地でない土地の証明について。今月は 1 件申請されております。事務局の方、説明の方お願い致します。
事務局	はい、失礼致します。議案第 3 号農地法第 2 条に規定による農地でない土地の証明願について、今月は 1 件です。 申請番号 3。土地の所在は矢上××、登記地目畑、判定地目は山林原野です。面積が 201 m²。同じく矢上××、登記地目田、判定地目、山林原野、面積 1,214 m²。同じく矢上××、登記地目田、判定地目、山林原野、面積 800 m²です。申請人は、◇◇◇◇です。申請理由は、30 年以上耕作されておらず、低木が生殖し山林原野の様相を呈している。今後も当該地を田畑として利用するとは無いです。以上 1 件です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、えっと申請番号 3 の件に関しまして、植田委員さん現地での調査及び聞き取りの報告をお願い致します。
9 番	そうしましたら、えっと申請番号 3 番農地法の 2 条に規定する農地でない証明の案件についてご説明させていただきます。その下の 8 ページの地図をご覧ください。ちょっと、地図で非常に部分的なもので分かりにくいんですけども、左上の所に # # # # さんというお宅がございます。これは矢上本町の \$ \$ \$ \$、% % % % 等々ずっと直線をずっと登って下京に行っておる位置がこの線につながって、これを道路上で下りますと @ @ @ @ の上り立ての斜面ののぼりにあたります。そういう所から、ちょっと地図的には非常に場所が分かりにくいんですが、ご了解の方をお願い致します。経緯につきましては、8 月 23 日に家屋調査士の * * さんから、所有者である ◇ ◇ さんから農地が非常に荒れているので農地として欲しいと

	いう依頼があったそうございまして、現地確認を致しました。相続人は**さんと、引受人は土木を受けておられる▽▽▽の担当者同伴の上で行いました。結果的には、この申請には入っておらないんですけど、日付の下所からも◇◇さんの所有があるんですけども、これは地元の方が草刈り等管理されておりますので、なかなか非農地として、この今回の3件プラス1件というわけにいかないもので、バランスがちょっと見にくいんですが何回も地番と。それで、そこについては、あの非農地には難しいという事で、私の方で判断を致しました。そのかわり、前から切図をちょっと見ますと、今、今回申請にあった3筆については、あの説明書の通りでございますが、なかなか順序よう草刈り等もなんにも管理されておられませんので。マカアエとかエイコクノキとか中が感をしまして境も実際分かりにくいような現地でございました。それでのちに、えっとそのあの10月5日に今度農地パトロールも含めてその現地確認という事で、最適化推進委員と今回の頂いた総会資料と今までの経緯を話しながら、現地を再度確認致しましたが、まあ申請通りやむを得ないという事で独断で判断しましたので、審議の方一つよろしくをお願いします。
議長 9番	はい、ありがとうございます。三田推進委員さんは、今日は欠席。
議長 2番	欠席です。
議長 2番	はい。 それでは、農地法第2条に規定する農地でない土地の議案第3号に關しまして、ご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言をお願い致します。
事務局	はい。 沖田委員さん。 えっと、これ事務局に聞きたいんですけど、この議案書で一番上の××は、登記簿地目が畑、現況が山林原野になっていますが、その下2つはこれ30年以上耕作者はいておらんけども、山林原野じゃないと思うんですけど、現況は。それで、この議案には田になっとるというのは、あれは何かあるんですか？
事務局 2番	失礼します。特にはないと思います。判断の所で、まあ見逃しの所もあるかなあというふうに思ったりします。現地はまあ確認頂いた所、山林原野の要素を呈しているとう事で判断させて頂きました。
事務局 2番	はい、分かりました。それと、もう一ついいですか？
事務局 2番	はい。 これは、この案件に限った事じゃないんですけど、先ほど植田委員も言われたように、毎年農地パトロールやって、こういう所がいろんな所にありますわね、やっぱり。自分の持ち分の中にもありますし。毎年ずっと雨が續いていて、それは本人さんがこの非農地の申請を出しんさん限りは、土地の逆というか農業委員会の方から、これはどうですか？と提案は出来んもんなんでしょうか？
事務局	はい、失礼します。えっとですね。基本的には農地パトロールした物については、非農地通知をなさいという物が一応通達が来とります。ただ、そう言いながら、あのサンケイされるのは赤判定を出したけど次行ってみたら、戻っている土地があったよ、とかいう場合もございます。現に。その所と、大変申し訳ないですけど、事務での所の2つの要因がありましてなかなか非農地通知というもの

	に至ってないというのが現実でございます。実際には国からの通達中には、非農地判断した物については非農地通知を行い農地台帳から落とすようにという指示はございます。ただ、現実かけ離れたところもございますし、こういった物もしくは赤判定した所で、これはなんとか出してくれnderょうか。いう相談があった時には、そのまま非農地の今回の農地でない証明ではなく、非農地通知という形で出さしてもらいますので、ちょっとこのへんは取り扱いの所については、ちょっと前担当の方と色々話をした所で今そのような形で行っているという事でございます。実際は、やらないやならない業務というふうに認識はしておりますが、なかなか現実完全にヤブ化した所以外は出しにくいのかというふうには思っております。以上です。
議長 2 番	はい。 はい。あの、以前からずっと赤判定の方は、まあ今回前回の農地パトロールでその確認はもう省いとるんですけど、新たにその山林化して赤判定になったところが今回も何カ所かあって、そこらも、やっぱり、まあ本人さんはもう、手つかずのまんまで、そのまんまで止めを追放しようなんでしょうけど。まあ、そこらも、だけえなるべく早めに本人さんへ通知を送って頂けると、まあ、その自分ら農地パトロールでも見る範囲が広がるちゅうこたあないですけど、まあ、そういう段階なってきたるんではないですか？そこは、まあ、よろしくお願い致します。
事務局	分かりました。えっと、ちょっと、まあルール化を少し検討さしてもらって、あの、なかなか一遍にともなると、すみません。ちょっと自分でも、あの登記経緯の所とか、さまざまな要因があって大変やらないやいけないなと思いがらいる所でございます。ちょっと、そのへんをまた、すみません。あの、検討して、いい方向で皆さんへお知らせをしたりだとか、いう事もさしてもらおうというふうに思ってますのでよろしくお願いします。
議長 事務局	はい。判定を何年にやったとか分かるん？ 概ね、分かると思います。あの、多分データとして経理の方法はしますので、遡ったりだとか、いついつぐらいにはもうなっているよ、とか。いうになろうあると思います。ただ、えっと、去年ですか？前日調査に切り替わってますんで、まあ、そこらへんの突合やり方とかいった所が少し引かかってくるかもしれませんが、まあ、概ね分かると思いますので。
議長 事務局 議長 事務局 議長	はい、ありがとうございます。採決したから、進行して・・・。 そうですか。はい、はい。 それでは、続きまして、報告の第1号・・・。 やった？やってない。やってないそうです。 すみませんでした。えっと、申請番号3の件に関しまして採決の方に入らせて頂きたいと思います。申請番号3の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、報告第1号農地法第3条の3の規定による相続等の届出について、

議長	今月、10 件あります。これは、読み上げはしません。ので、報告ですので目を通して頂きまして、質問等がございましたらよろしくお願い致します。 ～ご覧中～ よろしいでしょうか？それでは、議題の方は、以上で終わります。 続きまして、その他。 (その他) (1) 事務連絡 (2) その他 次回の総会は、11 月 21 日（火）13：30 からでお願いします。
----	--

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印